

特定生産緑地(東久留米市)の指定

生産緑地法(昭和49年法律第68号)第10条の2第1項の規定に基づき、特定生産緑地を次のように指定する。

地区番号	位 置	面 積			申出基準日	備 考
		生産緑地地区	特定生産緑地			
			既に指定されている 区 域	新たに指定する 区 域		
267	東久留米市下里七丁目地内	約21,427 m ²	約7,737 m ²	約36 m ²	令和8年9月24日	
合 計				約36 m ²		